

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【商船用】

「船舶」に関すること

「入出港手続」について

岸壁予約状況の確認

- 白老町産業経済課港湾グループホームページの「岸壁予約状況」を参照の上、白老港港湾管理者(白老町産業経済課港湾G)に入港可能か確認の上、入港手続きを行うこと。
- 入港日時等が変更になった場合は速やかに連絡すること。

入港前に提出する書類

- 入港日時等が確定し次第「入港前手続様式」を提出すること。(メール、FAX可)
 - 入港日時等が変更になった場合は速やかに連絡すること。
- 【様式】「入港前手続様式」(word形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

出港後に提出する書類

- 出港後は、速やかに「入出港届」を提出すること。(メール、FAX可)
- 【様式】「入出港届」(word形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

「入出港経路・航行」について

船舶の入出港経路

- 「白老港入出港経路」を参照願います。
(※ 入出港経路以外は鮭定置網等の漁具が設置されています。)
- 【白老港入出港経路】(PDF形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

船舶の航行 (港内及び港付近)

- 船舶の入出港は、原則、06:00~20:00までとする。
- 港の付近や港内においては、可能な限り減速の上、安全確認を徹底し慎重に航行すること。
(常時、漁船等の小型船が航行しているため。)
- 漁船(小型船含む)航行時の安全確保に努めること。
漁船の繁忙期(時間帯)は時期により異なることから、白老港港湾管理者(白老町港湾G)に確認すること。
- 外航船が入出港する場合は、外航船を優先すること。
- 船舶は入出港時の喫水に10%程度の余裕水深を確保すること。
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【商船用】

「船舶」に関すること（続き）

「各岸壁の注意事項」について

東埠頭 第1岸壁（第1商港区）

- 他船の妨げにならないよう投錨すること。
- けい留のみ希望の場合は、白老港港湾管理者（白老町港湾G）へ連絡すること。

東埠頭 第2岸壁（第1商港区）

- 他船の妨げにならないよう投錨すること。
- けい留のみ希望の場合は、白老港港湾管理者（白老町港湾G）へ連絡すること。
- 当岸壁へ入港する際には、入港方法に関する連絡事項があることから、事前に白老港港湾管理者（白老町港湾G）に連絡すること。（定期的に入港している船舶を除く。）

中央埠頭 第1岸壁（第2商港区）

- 工専用割石の積み出し専用岸壁につき、商船の使用は不可。

中央埠頭 第2岸壁（第2商港区）

- 現在、主に工専用ブロック等の積み出し専用岸壁。
ただし、時期や条件等によって商船の使用可能。
- 中央埠頭第3岸壁（公共中央1号上屋前）に他船が入港している場合（入港予定含む）は、可能な限り苫小牧側に寄せてけい留すること。（制限ラインあり）
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。

中央埠頭 第3岸壁（第2商港区）

- 他船の妨げにならないよう投錨すること。
- けい留のみ希望の場合は、白老港港湾管理者（白老町港湾G）へ連絡すること。

中央埠頭 第4岸壁（第2商港区）

- 中央埠頭第3岸壁（公共中央1号上屋前）に他船が入港している場合（入港予定含む）は、可能な限り沖側に寄せてけい留すること。
- 他船の妨げにならないよう投錨すること。
- 貨物の堆積期間は原則2日以内とする。（堆積2日間+船積1日の計3日間）
- 貨物（バラもの）を堆積及び荷役する場合は、公共中央1号上屋へ粉塵などが飛散しないよう対策を講じること。
- 貨物（バラもの）の荷役を行った場合は、荷役終了後にロードスーパー等により岸壁清掃を行うこと。

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【商船用】

「船舶」に関すること（続き）

「船舶給水」について

船舶給水の申し込み方法

- 船舶への給水をご希望の場合は、白老港港湾管理者（白老町港湾G）に希望日時及び給水量等について対応可能か確認の上、申請手続きを行うこと。
- 作業日時等が決定しましたら「船舶給水施設使用許可申請書」を白老港港湾管理者（白老町港湾G）へ提出願います。（メール、FAX可）

【様式】「船舶給水施設使用許可申請書」（word形式）は港湾Gホームページからダウンロード可能。

給水作業 実施可能時間

月曜日～土曜日 07:00～17:00（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆を除く）

※ 給水希望日時に、すでに他船の予約が入っている場合は対応できません。

※ 事前予約がない場合、荒天時及びその他の事情により対応できないことがあります。

船舶給水施設使用料

水量1m³につき 300円

「荷役・運搬作業」に関すること

荷役作業

- 安全管理を徹底すること。
- 荷役作業は、原則、日の出から日没までとする。
- 中央埠頭第4岸壁への貨物（バラもの）の堆積日数は原則2日以内とする。

運搬作業

- 運搬車両の安全運転を徹底させること。（低速での走行、交差点での一時停止など）
- 積載貨物により、港湾施設内の道路などを汚さないよう注意すること。
- 港から国道36号に出る際、信号機のない交差点は右折禁止とする。
（苫小牧方面へ右折する場合は、ローソン横信号機交差点のみとする。）

白老港を利用する際のルール

《主な事項》

【商船用】

「その他」

港湾施設使用料

- 「白老港港湾施設使用料」を参照願います。

「白老港港湾施設使用料」(PDF形式)は港湾Gホームページからダウンロード可能。

白老港利用企業の安全管理と協力体制

- 白老港を利用する企業は、安全を最優先し協力体制の上、港湾施設を利用すること。

「連絡先」

白老港港湾管理者

白老町 産業経済課

港湾グループ

〒059-0921

北海道白老郡白老町字石山335番地

[TEL] 0144-84-2200

[FAX] 0144-84-2201

E-mail kouwan@town.shiraoi.lg.jp

URL <http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp>



白老港港湾管理事務所